
建設中利子(AFUDC)の計上とその問題点

関 口 博 正

目 次

- I. はじめに
- II. 建設中利子に関する会計規定
- III. 建設中利子の会計処理と表示並びに問題点
- IV. 建設中利子に係る改善策
- V. おわりに

I. はじめに

一般に投資意思決定において投資総額を算出する場合には、資金調達コストをも含めた全ての費用を考慮することが求められる。将来の使用のために投下される資本と、その調達に伴って生じる財務費用とを資産に計上することによって、営業活動から得られる利益を正しく把握することが期待されるからである。そこで、このような財務費用を資産計上して次期以降に繰り延べるための会計上の措置が建設中利子である。

ところで、設備投資の資金源泉は自己資本と他人資本とに大別される。そこで、建設中利子もその源泉別に自己資本利子と他人資本利子とに区分される。このうち、他人資本利子については、一定要件を満たしたものについて資産の取得価額を構成すると規定されることが少なくない。資金源泉が契約

に基づく確定債務で、利子の測定が容易だからである。これに対して、自己資本利子の計上は未実現利益の計上を伴うために、多くの場合、その計上には消極的である。

だが、アメリカの公益事業においては、将来における料金転嫁の確実性を前提として、一定の条件下で建設中の設備に対する自己資本利子の資産化が認められている。しかも、この自己資本利子の資産化が、後述の如く、原子力発電プラントの建設原価高騰に結びつくことになった。

そこで本稿では、建設中利子計上に係る会計規定並びに会計処理の方法等を検討し、自己資本利子に係る問題点を明らかにするとともに、アメリカの電力産業への影響を分析する。更に、自己資本利子に係る問題を解決するために、自己資本利子の資産計上に伴う貸方科目を引当金もしくは処分不能な剰余金の増加として取り扱うべきであるという会計上の処方を提示したいと思う。

II. 建設中利子に関する会計規定

II-1. アメリカにおける規定

周知の通りアメリカにおける一般企業では、特定の資産購入等に要する利子費用について財務会計基準書 (Statement of Financial Accounting Statement, SFAS) 34号「利子費用の資産化 (Capitalization of Interest Cost)」(1979. 10) に従った資産化が要求されている¹⁾。

公益事業では、SFAS34号に代えてSFAS71号「ある種の規制の効果を反映する会計処理 (Accounting for the Effects of Certain Types of Regulation)」(1982. 12) が適用され、料金算定上考慮された利子の資産化が会計報告上も求められている。

SFAS71号は「15節 建設中利子 (Allowance for Funds Used During Construction, AFUDC)」で利子の資産化について次のように規定している。

「規制当局は公益事業会社に対し、設備原価の一部として調達資金コストの資産計上を求めることがある。その場合には、負債利子と自己資本利子とが資産化され、当期利益は同額だけ増加する。設備の建設完了後は資産化された利子が減価償却費に含められて料金算定の基礎となる。このように料金算定上資産化の対象となった利子は SFAS34号の規定にかかわらず財務報告上も資産化が求められる。損益計算書上は資産化の基礎になったことが明らかになるよう、その他の収益・支払利息の控除項目（もしくはこれら双方）への表示が求められる。」

このように SFAS71号が15節で利子資産化を許容する根拠については期間損益計算の適正化の観点からの指摘がある。すなわち、Forbes 誌によれば、建設中の設備に対する投資支出はあくまでも将来に備えるためのものであり、従って、投資に伴って発生する財務費用は現在のサービス提供に対応する費用としては認識されるべきではない、と指摘されている²⁾。従って、この時点では設備稼働後には当該建設中利子が料金算定に反映され、価格に転嫁されることが当然に予定されていた。

しかしながら、後述の通り、原子力発電所建設が途中で中止されるケースや投資額を料金に転嫁出来なくなるケースが相次ぎ、建設中利子計上の前提が大きく崩れることになった。そのため、財務会計審議会（FASB）はその後 SFAS71号を改正し、SFAS90号を公表した。SFAS90号「規制産業におけるプラント廃棄と料金原価への不算入に伴う会計処理（Regulated Enterprises-Accounting for Abandonments and Disallowances of Plant Costs）」（1986. 12）は、SFAS71号に基づく AFUDC の計上は料金算定時にこれを含めることが確実な（probable）場合に限りという制限を付加したのである。従って、例えば発電所の廃棄が決定された場合には、その時点で建設中利子の計上中止されることになる。

II-2. わが国における規定

ここで、アメリカとの比較のために、わが国における建設中利子の取扱いについてふれておこう。わが国では一般の事業会社が固定資産を取得する場合には、自家建設に限って建設中利子の資産計上³⁾が認められている。これに対し、公益事業では建設のために充当した借入金に係る利息のうち、稼働前のものについて建設原価に算入することが出来ると規定されることが多い。

例えば、電気事業会計規則第8条は建設中利子を以下のように規定する。

「電気事業固定資産の建設のために充当した資金または用途を特定して借り入れた資金の利子で当該資産の使用開始前に属するものは、その金額を当該資産の建設価額に算入しなければならない。ただし、建設費が少額である場合または工事期間が短い場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定によって用途を特定して借り入れた資金の利子の金額を当該資産の建設価額に算入する場合において、当該資金に係る受取利息があるときは、当該資産の使用開始前に属するその金額を当該資産の建設費から控除しなければならない。」

また、同様の規定は鉄道事業会計規則第10条にも見られる。

「運輸開始前、鉄道事業の用に供するために建設工事により取得した固定資産については、当該資産の建設に充当した借入資金の利息で当該資産の使用開始前に生じたものは、当該資産の建設価額に算入することができる。

2 運輸開始後、鉄道事業の用に供するために次に掲げる建設工事により取得した固定資産については、当該資産の建設に充当した借入資金の利息で当該資産の使用開始前に生じたものは、当該資産の建設価額に算入することができる。

- 一 変電所、車庫、工場又は駐車場の新設工事
- 二 複線（三線以上を含む）工事
- 三 電化又は昇圧の工事
- 四 軌間拡張又は線路移設の工事

五 地表線を高架線又は地下線に変更する工事

六 前各号の工事に準ずる大規模な工事

3 前二項の規定により借入金の利息を当該資産の建設価額に算入する場合において、当該資金に係る受取利息があるときは、当該資産の使用開始前に生じた受取利息に相当する金額を当該資産の建設価額から控除しなければならない。」

このように、電気事業の場合には借入利子の資産計上が強制され、鉄道事業では任意であるという相違はあるものの、わが国の主たる公益事業規制においては、建設中利子が他人資本利子に限定されていることが理解される。

日米の公益事業規制において自己資本利子の取扱いがこのように相違する原因は様々想定されるが、その一つとして、エネルギー政策上の理由が指摘される。

すなわち、アメリカでは経済成長に比して電力の供給が不足しがちで、未⁴⁾実現利益の計上を容認することによって公益事業経営者に投資のインセンティブを与える政策が容認された。そのため、電力会社の経営者側にも、発電設備の建設を積極的に行いつつ、建設期間中は未実現利益を計上しておき、発電設備が稼働を始めた時点で設備のコストを料金原価に反映させ、料金値上げ申請を行えばよいという期待があつた。⁵⁾なぜならば、かかる未実現利益の容認によって電力経営者は発電所の建設を実施しながらも利益を計上することが出来、なおかつ、料金への投資原価の反映は完成時まで先送りすることができたからである。

これに対してわが国の場合には、投資のインセンティブは利益計上策よりも、借入資金調達のための優遇策の方が効果が大きく、そのため、他人資本利子に限定した建設中利子が規定されたと推測される。

Ⅲ. 建設中利子の会計処理と表示並びに問題点

以下ではアメリカにおける建設中利子（AFUDC）に限定して議論を進めよう。建設中利子は、基本的には、建設に要する投資額に平均資本コストを乗じた金額を算出し、これを資産化（すなわち建設仮勘定に加算）するとともに建設中利子（AFUDC）に同一金額を貸方記入することによって求められる。

ところで、設備投資は他人資本及び自己資本（もしくはそのいずれか）によって資金調達される。

他人資本を用いた設備投資には、短期借入金・長期借入金・社債等による資金調達が例示される。その特徴は、契約によって利息の支払及び債務の返済義務が確定されている点である。

これに対し、自己資本を用いた設備投資には、普通株式や優先株式による増資・留保利益の使用が例示される。この場合には資金の返済義務が確定しておらず、投資の見返りである配当も、原則として利益が計上された場合のみ実施すればよいことが特徴である。

企業会計上は、かかる資金調達源泉ごとの性格の違いを反映して、他人資本に対して支払われる利子支出については一般に費用処理されるが、自己資本に対して支払われる配当支出については費用としては扱わず、剰余金の処分項目として期間利益（Net Income）算出後に計上される。このように、制度会計上は資金の調達源泉によって資本コストの取扱いが相違している。

さて、投資理論からは資金調達源泉の如何にかかわらず、投資には一定の資金調達コストが認識される。そこで、投資額全体をベースとして計算される建設中利子の概念は、投資理論から当然に導かれるものであるが、会計実践の上では様々な問題を提起することになる。ここでは二点に絞って問題点を指摘しよう。

表1 損益計算書の様式

<i>Line</i>	<i>Year Ended December 31,</i>	
	<u>1990</u>	<u>1991</u>
1. Operating Revenue	\$500,000	\$550,000
2. <i>Operating Expenses</i>		
3. Operation :		
4. Fuel	200,000	245,000
5. Purchased & Interchanged Power	40,000	10,000
6. Other	50,000	60,000
7. Total Operation	290,000	315,000
8. Maintenance	40,000	50,000
9. Depreciation and Amortization	35,000	40,000
10. <i>Income Taxes</i> —		
11. Current	20,000	9,000
12. Deferred	7,000	20,000
13. Other taxes	30,000	31,000
14. Total Operating Expenses	\$422,000	\$465,000
15. Operating Income	78,000	85,000
16. Other Income	1,000	1,000
17. Allowance for Other Funds Used During Construction	3,000	4,000
18. Income Before Interest Charges	82,000	90,000
19. <i>Interest Charges</i>		
20. Interest on Long-Term Debt	23,000	28,000
21. Other Interest	4,000	4,000
22. Allowance for Borrowed Funds Used During Construction	(5,000)	(6,000)
23. Net Interest Charges	22,000	26,000
24. Net Income	60,000	64,000
25. Preferred Dividends	8,000	8,000
26. Balance Available for Common Stock	52,000	56,000
27. Average Shares Outstanding During Year	9,000	10,000
28. Earnings Per Average Common Shares Outstanding	\$5.78	\$5.60
29. <i>Statement of Retained Earnings</i>		
30. Balance, Beginning of Year	138,000	158,000
<i>Add :</i>		
31. Net Income After Dividends on Preferred Stock	52,000	56,000
32. Total	190,000	214,000
<i>Deduct :</i>		
33. Cash Dividends on Common Stock	32,000	34,000
34. Balance, End of Year	\$158,000	180,000

(資料) Leonard S. Hyman, *America's Electric Utilities : Past, Present and Future*, Public Utilities Reports, Inc., 1992, pp. 247-248.

その第一は建設中利子の計上に伴って生ずる貸方科目の属性についてであり、第二は建設中利子の計上方法並びに計上金額についてである。

第一の問題点は、建設中利子の貸方科目が収益の属性を持つ勘定として設定されることにある。建設中利子の仕訳は、借方項目には資産に属する建設仮勘定 (Construction Work In Progress) を、貸方項目には収益に属する建設中利子勘定 (AFUDC) をそれぞれ用いて行われる。そして、仕訳の貸方項目として記入される建設中利子勘定は、損益計算書上、「その他の収益 (Other Income)」の項目の中に AFUDC (Allowance for Funds Used During Construction) のタイトルで表示されてきた。

1977年の連邦電力委員会 (Federal Power Commission) の決定により、建設中利子は自己資本利子と他人資本利子とに区別されることになった。そのため、現在では他人資本利子に対応する建設中利子は負債の控除項目としての属性を持つに至っている。従って、表1に掲げる損益計算書の例示では、自己資本利子は17行目、他人資本利子は22行目にそれぞれ表示される。

他人資本に対する利子は支払利息から控除する形式によって「建設中利子—他人資本利子— (Allowance for funds used during construction on borrowed fund)」のタイトルで表示される。自己資本に対する利子は「建設中利子—自己資本利子— (Allowance for funds used during construction on equity fund)」として営業外収益 (other income) に計上される。

このように現行の会計基準に従えば、建設中利子は、他人資本利子については支払利息のマイナス項目として機能し、自己資本利子については収益の計上として機能する。自己資本利子は以上のように収益とされるが、この収益は固定資産を仕訳の相手科目とすることからも理解されるように、現金もしくは現金等価物が回収されることを収益計上の要件の一つとする実現概念には合致しない。つまり、端的に言えば、本来、自己資本利子は配当と相殺されるべきなのに、当期利益表示前の損益計算書には相殺すべき相手科目が存在しないために、未現実の収益 (non cash credit) が計上されてしまうの

である。ここで、自己資本利子の収益計上には、資金の流入が伴わない点が特に強調されなければならない。

次に、第二の問題点について考察しよう。建設中利子の計算上の問題点は建設中利子が複利によって計算されることである。その結果、建設期間が長期化すれば、AFUDCの計上額は膨大なものになってしまうという構造的な問題が生じることになる。

ここで、連邦エネルギー規制委員会 (Federal Energy Regulatory Commission) によって提示されている建設中利子計算のための利率 (Order NO. 561) を掲げよう。

$$A_i = s(S/W) + d(D/D+P+C) (1-S/W)$$

$$A_e = [1-S/W] [p(P/D+P+C) + c(C/D+P+C)]$$

ここに

A_i ; 他人資本利子率

A_e ; 自己資本利子率

S ; 短期借入金 (期中平均残高)

s ; 短期借入金の利率

D ; 長期借入金 (期末残高)

d ; 長期借入金の利率

P ; 優先株式 (期末残高)

p ; 優先株式の配当率

C ; 普通株式 (期末残高)

c ; 普通株式の配当率

W ; 建設仮勘定の期中平均残高及び原子燃料の合計額

上式から導かれる利率 (A_i 並びに A_e) を投資額に乗じることによって建設中利子が算出される。このとき、 W には前期以前に算入された建設中利子の額が含まれているため、結果として複利で建設中利子を計算することになっている。

建設期間が短い場合は複利計算の影響が少ないが、建設期間が長期化するにつれて建設中利子の額が膨大なものになる。しかも、第一の問題点で指摘

されるように、自己資本利子は資金の裏付けのない収益 (non cash credit) であるため、利益が計上されていても、資金は大幅に不足するという事態を招く原因になる。

以上の問題点を簡単な数値例によって明らかにしよう。いま、原子力発電所建設のために初期投資として20億ドル必要だとする。そして、その資金を10億ドルの融資と10億ドルの増資とによって調達した上で、現金で支払を行う。そして、以後の資本投下は行われていないと仮定する。なお、借入総額は、運転資本を含めて15億ドルであった。このとき、借入利率、平均資本コストとも10%とすると、次のような手続で建設初年度における建設仮勘定の期末簿価は22億ドルとなる。

まず、資金調達と設備投資が次の仕訳によって明らかにされる（便宜的に100万ドル単位による仕訳を行う）。

(現金)	2,500	(借入)	1,500
		(資本)	1,000
(建設仮勘定)	2,000	(現金)	2,000

自己資本利子及び他人資本利子は、いずれも10億ドルに10%を乗じた1億ドルと計算されるので、次の仕訳が行われる。

(建設仮勘定)	200	(建設中利子<他人資本利子>)	100
		(建設中利子<自己資本利子>)	100

なお、他人資本利子については支払利息から控除されるため、

(建設中利子<他人資本利子>)	100	(支払利息)	100
-----------------	-----	--------	-----

という仕訳が加えられる。上述の仕訳が転記された主要な勘定を示せば次の通りである。

建設仮勘定 (単位：100万ドル)	
現金	2,000
建設中利子<他人資本利子>	100
建設中利子<自己資本利子>	100
	<u>2,200</u>
前期繰越	2,200
	<u>2,200</u>

借入金	
次期繰越	1,500
	<u>1,500</u>
現金	1,500
次期繰越	1,500

建設中利子<自己資本利子>	
損益	100
	<u>100</u>
建設仮勘定	100

建設中利子<他人資本利子>	
支払利息	100
	<u>100</u>
建設仮勘定	100

支払利息	
現金	150
	<u>150</u>
建設仮勘定	100
損益	50
	<u>150</u>

損益	
支払利息	50
	<u>50</u>
建設中利子<自己資本利子>	100

以上が第1年度に関する仕訳と主要な勘定であるが、第2年度にも追加投資は行われなかった場合を仮定し、会計処理を行ってみよう。借入利率、平均資本コストは共に前期と同じで、借入金の返済もなかったとする。このような前提で計算を行うと、第2年度では工事を何も実施しなくても、建設仮

建設中利子<他人資本利子>	
支 払 利 息 100	建 設 仮 勘 定 100
支 払 利 息	
現 金 150	建 設 仮 勘 定 100
	建 損 益 50
	150
損 益	
支 払 利 息 50	建設中利子<自己資本利子> 120

このようにして、一度投資された20億ドルに係る建設仮勘定は10%の複利で増え続けるので、これ以上何もつけ加えなくても、10年経てば、約52億ドルにふくれあがってしまう⁶⁾。また、この建設仮勘定残高の増加に伴って自己資本利子も増加し、10年後には約3.7億ドルの自己資本利子が計上されることになる。後述の如く、SFAS71号の適用下では、自己資本利子の計上金額が純利益を上回る極端なケースも現実⁷⁾に存在したのである。

このような会計実践の下では、建設中における会社の収益を実態以上に良い状態に見せ、場合によっては実質上の赤字決算を見掛け上の黒字にすることもなる。このようにSFAS71号には、建設期間の長期化に伴って建設中利子が報告利益を無制限に増大させてしまうという構造的な問題を含んでいた。しかも、この間、原則として料金への影響もなく、建設原価高騰の問題はプラント完成後まで先送りにされたのである⁸⁾。

IV. 建設中利子に係る改善策

SFAS71号が自己資本利子の計上を認めた当初は、建設期間の長期化はさ

ほど深刻な問題として認識されていなかった。従って、SFAS34号に従った処理と比べても、純利益に与える影響はさして大きなものではないと考えられていたようである⁹⁾。

しかしながら、スリーマイル・アイランド原子力発電所2号炉の事故(1979年3月)などを契機として建設期間が大幅に長期化し、これによって建設原価の高騰を招いた。このため、原子力発電設備の建設中止が相次いだ。また、たとえ原子力発電設備が完成しても料金に及ぼす影響が大きすぎることから、規制当局は増大した自己資本利子を含む建設原価について電気料金への転嫁を認めなかった。そして、このような事態によって、投下資本回収の確実性という自己資本利子計上の前提が崩れてしまうケースが多発したのである¹⁰⁾。

このように電力産業における原子力発電設備を巡る経済環境が変化してしまったので、FASBはSFAS71号に修正を加えた。すなわち、SFAS90号を公表し、AFUDCの計上は料金算定上においてこれを含めることが確実(probable)な場合に限るという制約をつけ加えたのである。

この修正によって、表2に示されるように、(AFUDC/純利益)の比率<私営電力の平均値>は43.4%(1982年及び1983年)から26.0%(1987年)、11.2%(1990年)へと激減した。

このようにSFAS90号はSFAS71号の適用を制限することによって未実現利益計上の問題を解決したように見える。だが、この処方箋が真の問題解決になったのだろうか。これまでの考察において明らかにされた通り、そもそも自己資本利子という未実現利益を計上すること自体に限界があったのではないだろうか。もしそうであるならば、未実現利益の計上そのものを改めることこそ、本来採用されるべき措置であろう。

そこで、自己資本利子計上時に生じる貸方項目の属性を変更することが有益な改善策として提示される。すなわち、自己資本利子計上に伴って生じる貸方項目についてはFASBは配当可能な利益の増加として認識してきたが、

表2 各年の建設中利子

年度	純利益 (A)	建設中利子 (B)	B/A (%)	1株当りの建設中利子
1968	\$2,995,525	\$274,728	9.2	\$.22
1969	3,195,961	402,878	12.6	.31
1970	3,407,525	588,406	17.3	.44
1971	2,851,995	812,044	28.5	.57
1972	4,419,491	1,068,682	24.2	.70
1973	4,985,767	1,237,263	24.8	.75
1974	5,297,452	1,530,601	28.9	.85
1975	6,198,264	1,645,067	26.5	.83
1976	7,194,151	1,859,411	25.8	.84
1977	8,009,549	2,256,626	28.2	.93
1978	8,716,708	2,746,949	31.5	1.04
1979	9,477,811	3,597,586	38.0	1.26
1980	10,675,977	4,403,289	41.2	1.38
1981	12,708,097	5,245,212	41.3	1.49
1982	15,135,748	6,566,125	43.4	—
1983	17,665,663	7,664,640	43.4	1.70
1984	19,697,274	7,858,246	39.9	1.64
1985	18,704,916	7,937,929	42.4	1.60
1986	20,423,561	6,407,642	31.4	1.24
1987	19,024,731	4,940,777	26.0	.93
1988	16,041,707	2,877,007	17.9	.53
1989	17,312,761	2,344,066	13.5	.40
1990	16,897,166	1,894,446	11.2	.34

(注) 建設中利子には他人資本利子も含まれている。

(資料) DOE, EIA, *Financial Statistics of Selected Investor-owned Electric Utilities*, 各年版より作成。

これを引当金もしくは配当不能な剰余金とするならば、より明確な企業実態の開示が期待される。貸方項目を引当金として扱う場合には、その属性は負債として認識することで、建設仮勘定の評価勘定として機能する。また、配当不能な剰余金として扱う場合には、貸方項目に収益の属性をもたせつつ、資金の裏付けを有する実現利益と区別して配当不能な収益として取り扱われ

ることになる。

以上のような措置を講じることによって、設備投資に伴う資金コストを認識しつつ、しかも、適切な会計情報が提供されると期待されるのである。

V. おわりに

本稿では建設中利子について、会計上の仕組み並びに問題点を整理し、会計上の改善策を提示した。

巨額の建設中利子計上は運開後における料金原価の計算上、設備の償却費負担として反映され、電力会社の規模が小さければ小さい程、大幅な電気料金の値上げが必要になる。そして、規制当局はそのような大幅な電力料金の値上げを認可せず、段階的な料金値上げなどの措置をとらざるを得ない¹¹⁾。

このように、建設中利子の計上には、単に会計上の問題に止まらず、料金政策上の問題をも多く含んでいる。今後、料金原価に対する影響分析等について更に進んだ研究を進めたいと思う。

注

- 1) SFAS34号によれば、一般企業において、通常の子費用は当該会計期間の収益に対応させて期間費用として処理されるが、特定の資産購入に要する子費用は資産化し、当該資産によって稼得される収益に対応させて費用化される。ここに特定の資産とは次の3種類に該当する資産である。
 - (1) 企業自身が使用するために建設または製作される資産（当該企業が、建設または製作のために第三者に支払っている前渡金を含む）
 - (2) 販売またはリースのために個別プロジェクト（Discrete project）として、建設または製作されている資産（例えば船舶や不動産開発）
 - (3) 持分法適用の投資（この投資が適格資産であるためには、被投資会社が主たる営業活動の準備中で、活動に必要な資産を取得するために資金を使

用している場合である)

また、資産化される利子費用の額は次式によって算出される。

適格資産への支出累計額の期中平均額×利子率（資産化率）

なお、SFAS34号の一部改訂としてSFAS42号、SFAS58号、及びSFAS62号の3種類の財務会計基準書が公表されている。

- 2) James Cook, "Nuclear Follies", *FORBES*, February 11, 1985, p. 94
- 3) 企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書（昭和35年6月22日大蔵省企業会計審議会中間報告）第三「有形固定資産の減価償却について」によれば、「固定資産を自家建設した場合には、適正な原価計算基準に従って製造原価を計算し、これに基づいた取得原価を計算する。建設に要する借入資本の利子で稼働前の期間に属するものは、これを取得原価に算入することができる」と規定されている。しかしながら、自家建設以外による固定資産の取得、すなわち購入・現物出資・交換・贈与の場合には、建設中利子の資産計上は許容されていない。

また、宅地の造成分譲・集団住宅の分譲・市街地並びに地域の再開発等を行う不動産開発事業に対しては、たな卸資産に計上される取得価額に支払利子の算入を認めることが日本公認会計士協会業種別監査研究部会から公表されている。

すなわち、「不動産開発事業を行う場合の支払利子の監査上の取扱いについて」（昭和49年8月20日）によれば、「不動産開発事業のように、各プロジェクト毎に特別の資金調達が行われ、開発工事等の支出金と支払利子との間に密接な因果関係がある場合は、通常のたな卸資産の取得形態とはその類型を異にするものと考えべきである。…このような特殊な場合の支払利子については、その原価算入を容認しても差支えないものと思われる。」としたうえで、次の7要件を全て備えている場合には、原価に算入する処理も認められると規定している。

すなわち、第一に所要資金が特別の借入金によって調達されていること、第二に適用される利率は一般的に妥当なものであること、第三に原価算入の終期は開発の完了までとすること、第四に正当な開発期間の支払利子であること、第五に開発の着手から完了までに相当の長期間を要するもので、かつ、その金額の重要なものであること、第六に財務諸表に原価算入の処理について具体的に注記すること、そして第七に継続性を条件としてみだりに処理方

法を変更しないこと，である。

- 4) ピークロード時の供給余力を示す指標 (reserve margin) は1988年には約20%まで落ち込んでおり，安定供給のために最低必要だとされる17%をかうじて上回るにすぎないことが報告されている (J. O. Sillin and J. P. Jackson, "Nuclear Generating Companies: a framework for reviving nuclear power", *Public Utility Fortnightly*, 1989. 11. 23, p. 23)。それによれば，ニューイングランド，ロングアイランド，ペンシルバニア・ニュージャージー・メリーランド電力プール，バージニア，南北カリフォルニア，フロリダの各地区ではリザーブ・マージンが17%を割っており，停電が頻発している。
- 5) Cook, *op. cit.*, p. 83.
- 6) St. Lucie 2号発電所 (Florida Power & Light 社所有) のプロジェクト・マネジャー William Derrickson は，「利子費用は3億ドルにのぼっており，あと2～3年建設期間が延びた場合，何も仕様を変更しなくても，おそらく総額，数10億ドルの利子費用が資産化されただろう」と語っている。(Cook, *Ibid.*, p. 94)
- 7) たとえば，純利益に対する建設中利子の割合が，Long Island Lighting Co. でほぼ100%，Kansas Gas & Electric Co. では113%，更に Public Service of New Hampshire Co. では126%であったことが報告されている。(Cook, *Ibid.*, p. 94)
- 8) アメリカでは，1970年代以降，多くの公益事業委員会が建設仮勘定の50%をレートベースに算入することを許容しているが，建設中利子による未実現利益計上と建設仮勘定のレートベース算入とを併用することは二重に恩典を享受する (a double return on plant investment) ことになるため，どちらかを選択させる措置を必ず採用している。(Robert L. Hahne & Gregory E. Aliff, *Accounting for Public Utilities*, Matthew Bender, 1989. § 4.04[4])
- 9) FAS71号付録C “結論の根拠” 83節参照。
- 10) 最近では，1990年4月に Commonwealth Edison Company が12.31億ドルの料金の値上申請を行ったが，そのうち7億ドルが1991年3月8日に州の規制委員会によって却下され，値上申請が7.502億ドルに縮小された例がある。値上申請のうち7億ドルは，同社の所有するパイロン2号及びブレイドウッド1，2号の原子力発電所建設において，工事の遅延と，それに伴う財務費用の負担増に起因するとして，総括原価への算入が認められなかった。なお，

この事例に関しては、1991年12月16日にイリノイ最高裁判所によって、同年3月に下された規制委員会の決定が破棄されている (“Review of Current Cases”, *Public Utility Fortnightly*, February 15, 1992, p. 49)。

- 11) 急激な値上げが必要なケースはレート・ショックと呼ばれている (Leonard S. Hyman, *America's Electric Utilities : Past, Present and Future*, Public Utilities Reports, Inc. 1992. p.230, もしくは, Hahne & Aliff, *op. cit.*, §12. 04[1]) このレート・ショックをやわらげるための措置が段階的料金値上のシステムである。1987年8月に発効された SFAS92号は段階的料金値上げの会計処理を定めた基準である。SFAS92号は、建設原価の高いプラントの稼働を原因とする料金値上げ申請があっても、運開時に一挙にレートベースへ算入せずに、10年以内の期間で段階的に料金の値上げを認め、料金の期間的な平準化をはかることを明らかにしている。だが、このことは、たとえ原子力発電プラントが運開しても、設備投資額を電気料金で早期に回収することができず、従って、電力会社によっては新たな運転資金不足の原因になっている。